

その他の化学工業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10~11	工場1階、アルミ2号機にてフィルムの交換作業中に、フィルムが落ちそうになり落下するのを防ごうとしたところ、誤って左手薬指（第4関節）を機械と板に挟み負傷し、腫れてしまった。	25~99	50
1	0~1	クリーンルーム内、ゼラチンリーフカット機Aラインにおいて、加工時に発生する製品の長辺カット屑がギア付近にあるのを見つけ取り除こうとした。初めにエアブローをしたが取り除けなかったため、右手でエアガンを持ち左手でカット屑を取ろうとしてベルトコンベア駆動ギアに指が巻き込まれた。カット屑を取り除く際には機械を停止させてから作業を行うよう徹底していたが、それが守られていなかったため、事故が発生した。	39~49	30
2	11~12	当会社支店の工場に於いて、ビニール製の手帳カバーに箔押機（鉄製の熱盤に版をつけ金箔銀箔等にて印刷する機械）を作業中に誤って熱盤と受け台との間に指を挟み、左手の中指と薬指を負傷、骨折した。	36~29	10
2	8~9	硫化水素ボンベ（1t/本）を貯蔵所へ搬入しようと地上を転がしフォークリフトのフォークに載せようとしたが、傾斜地であったため、被災者1人では出来ず、運転者と2人でフォークに載せ、運転者が、フォークをチルトしようとした時、ボンベが被災者の方向に微速で動きだした。被災者は、停止させようと正面で押さえたが、不可能と判断し退避しようとしたが間に合わず、ボンベとボンベに挟まれ被災した。	57~99	50
3	11~12	当社内にて乾燥剤の成型作業中、重量調整の必要が生じたので打錠を中継して重量調整をしようとした。電源を切ったが、まだ完全に停止しないうちにうっかり左	46~	30

		手を重量調整ナットの箇所に入れてしまい、左示指の先端部分をナットと下の鉄板とで挟まれた。		49
3	11~12	ピンテナー式設備のピンを清掃するため、ワイヤーリングブラシの交換作業をテナーチェーンが駆動している状態で行っていた。その際に手がピンに触れ、そのままブラシとピンの間に手を挟まれ、左手甲にピンシートの針が刺さってしまった。	32	50 ~ 99
4	16~ 17	当社第二工場において、第二成型機投入ベルトコンベアの裏面ローラーに付着した原土を曲尺（50cm×25cm）を使用し除去作業中、曲尺がローラーに巻き込まれ、その曲尺の入隅（角の隅）に左手人差し指が挟まれて負傷した。	52	50 ~ 99
4	16~ 17	会社内にて荷物の移動をウォーカータイプのコーターリフトで行っている際、コーターリフトで後ろに下がっている際、自分は止まったが、コーターリフトが止まらず右足にコーターリフトが乗り上げ、右足甲が圧迫された。	35	50 ~ 99
5	12~ 13	本社工場で原料ミル出口戻りベルトコンベア下のシュートを清掃中、シュートの下に二輪車を戻す時に、右手人差し指をシュートと二輪車の間に挟んだ。	53	10 ~ 29
6	14~ 15	工場棟3階包装エリアにおいて、第4包装機に新たに設置した機器の調整を、機器全体を停止した状態で行っていたが、連結機器を再稼働する際の合図に気づかず、調整していた機器の回転部に右手小指が巻き込まれ、負傷した。	35	100 ~ 299
6	11~ 12	溝を掃除しようとグレーチングを持ち上げて手前に引いた際、右手中指がグレーチングと床の間に挟まり受傷した。	33	100 ~ 299
7	9~10	屋外作業場で自動走行車の不具合があり状態を確認するため、自動走行車を停止し、被災者が手動で再起動させた時、直進すると思っていた自動走行車が右旋回して、近くのコンクリート壁と自走行車に挟まれ右足膝下を負傷した。	43	50 ~ 99
7	14~15	洗剤の製造作業においてリーチ式フォークリフトを運転していた。後進し、フォークリフトより降車時停車が充分でなく常設ラック支柱に右足を挟み骨折した（人差指・中指小指）以下の2つを原因として推定する。・被災労働者は作業中に	29	30 ~

		原料を床にこぼした。これがタイヤに付着、フォークリフトをスリップさせた。 ・運転席に20Lのボトルを乗せ脚で固定しフォークリフトを操作しており、ボトルまたは足がペダルに触れてブレーキがかかっていなかった。		49
7	15~16	工場Dライン耳折機にてトリムカッター一部のエアースプレー位置を変更しようとしたところ誤って稼働中のトリムカッターに指を入れ右手中指と薬指の先端部を切断。	34	100 ~ 299
7	10~11	工場入口に於いて、製品をウォーカーフォークリフトにて運搬しようとしていた際、フォークリフトを用いて、入口脇にあるパレット（4枚）と段ボールトラック（4t）に積載作業中の同僚が運転しているフォークリフトに衝突し、左足を負傷した。	61	100 ~ 299
7	16~17	石鹼製造ラインにある製箱機の部品交換をするために、ネジを締めようとしたが、締めにくい状態だったので、手を入れたまま寸動で機械を少し動かそうとした。その際に、寸動の操作ではなく起動の操作をしたために、製箱機の中の駆動部で手を挟んだ。	18	100 ~ 299
7	13~14	工場内で、ボトルにシュリンクフィルムをかける作業をしているとき、シュリンクフィルムにミシン目を入れる機械の工程があり、ミシン目が上手くつかなかったため、電源を落とさずに機械の中へ指を入れた。右手人差し指先をシュリンクフィルムを押さえるために上下運動している板部分に挟まれた。	24	100 ~ 299
9	19~20	充填室にて、生産中に上バリを排除するデフラッシャー位置感知センサーが断線し成形機が非常停止した。センサーを交換し再スタートしたが、余った配線が長くなるんでおり、ステンレスの壁に接触していたのが気になったため、安全扉左側の安全装置を無効化して扉を開き成形機内に手を伸ばし、配線を調整していた。その際に、作業着の右袖が引っかかり成形機が前進した瞬間に右腕が引っ張られ、金型油圧シリンダーとステンレスの壁に挟まり手首が折れた。	36	100 ~ 299
11	19~20	異物（コゲ）の選別作業のため製品を選別台の上で選別していた。選別の終わった製品を製品受け箱に入れようとレバーを操作し選別台を傾けた。製品を左手で製品受け箱に落とし終わり、選別台を元の位置に戻そうとした。その時に左手を選別台の先端に置いたまま、レバーを操作したため選別台に挟まれた。	48	30 ~ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html